

○施策審議会委員からの意見(11月8日照会)と対応案

No.	区分	項目	意見	対応案
1	知事の事務部局 教育委員会事務 局等 県立学校 県警察	(研修及び啓発) 第8条 (教養及び啓発) 第8条	<p>言われているとおり当事者から意見を聞いて障害により何が出来ないか、何が意に反して行動することがあるか、気持ちの伝え方が出来ないからどうしたら伝わるかなど書き出すときりが無いのですが、本質はこんなことが出来ることを理解して欲しいと考えます。その為には当事者に接して本人と障害を知ってもらう必要がありますが、現場の教員の方たちはそれぞれの立場で勤めていると期待しています。</p> <p>現場から離れている職員の方や役職を持って指導される方が当事者から話を聞く機会がこれまでどれほどあったのか、話を聞く機会を形骸化させない手立てが欲しいです。</p> <p>機会を設けて実際に話を聞く為の追記が出来ないでしょうか。</p> <p>「法や条例等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど」 これを 「法や条例等の周知と障害者から話を聞く機会を設ける事を含め」</p>	<p>改正素案の記述はいただいた御意見(「法や条例等の周知と障害者から話を聞く機会を設ける事を含め」と同じ趣旨です。「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」においても同様の記述とされているため、修正しないこととします。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【改正素案】 (教養及び啓発) 第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や条例等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修及び啓発を行うものとする。 (研修及び啓発) 第8条 第8条 警察本部長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や条例等の周知や、障害者から話を聞く機会を設ける等必要な教養及び啓発を行うものとする。</p>
2	県警察	別紙 第4 合理的配慮 の基本的な考え方	<p>一般には合理的配慮は不特定多数の障害者等について話しますが、警察の特殊性においては個々の特性を考慮する必要があると考えます。長期的な障害特性との係わりなど配慮しなければならない考察は付き合いの長い職員が築き上げたものです。その情報等は警察が共有するものと考えます。これが合理的配慮に結びつくのではないのでしょうか。</p> <p>「なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境整備を図ることも有効である。」 これを 「なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁を軽減・除去するという観点から、他の障害者への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境整備を図ることも有効である。」</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。)においても同様の記述がされており、これに即して定めることとされている本対応要領においても同様の記述としております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【改正素案】 別表 第4 合理的配慮の基本的な考え方 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。</p> <p>なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。</p>

No.	区分	項目	意見	対応案
3	知事の事務部局 教育委員会事務 局等 県立学校 県警察	別表(別紙) 第5 過重な負担 の基本的な考え方	<p>障害者が求める支援はその多くが代わりの効かないものかその代替について多くの労力を必要とするものになります。過大な負担とはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>第4 合理的配慮の基本的な考え方 第4にある不特定多数の障害者の利用の想定や、第7障害特性に応じた対応等についての中で記されているものは、これまで多くの声が寄せられて認知されてきたものと考えます。それらは都度対応を受けて条文化されてきました。つまり、これからも多くの支援を必要とすることは出てきます。すべてを支援して欲しいというものではありませんが中には危険を伴うものも見受けられます。また、条文中に無いと支援する必要が無いと取られないような形として欲しいです。</p> <p>「その際には前述のとおり、職員と障害者双方が、お互いの立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。」</p> <p>これを</p> <p>「その際には前述のとおり、職員と障害者双方が、お互いの立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、<u>危険の無い</u>代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討し障害者と話し合い理解してもらうことが求められる。」</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。)においても同様の記述がされており、これに即して定めることとされている本対応要領においても同様の記述としております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>【改正素案】 別表 第5 過重な負担の基本的な考え方 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。<u>その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。</u></p>
4	県立学校	付表第2-1 3 ルール・慣行の 柔軟な変更 16	<p>読み書きに障害のある人でも、聞くこと・理解することについて障害を伴わない人もいます。表現することに困難を伴うことが廻りに理解されずに取り残された人を見てきました。様々な支援機器が出来てきたことでコミュニケーションの仕方は多岐にわたるようになっていきます。様々な支援機器や支援者の活用を検討ください。</p> <p>「口頭試問」</p> <p>国の素案では「口頭試問による学習評価」から代っています。統一性を求めます。</p>	<p>「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針改正案」との統一性を図るため、いただいた御意見のとおりの記事とします。</p> <p>【改正素案】 付表第2-1 合理的配慮に当たり得る配慮の例 3 ルール・慣行の柔軟な変更 16 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の使用を許可する。筆記に代えて口頭試問で行う。</p>
5	知事の事務部局	付表第3 5 構音障害	<p>話しづらさは一言を伝えるのに時間の必要な場合があります。聞き取りにくさもあるでしょうが発音しづらいことを理解してください。そのためには時間を掛けてしっかりと話を聞いていただきたいです。</p> <p>「しっかりと話を聞く。」</p> <p>これを</p> <p>「時間を掛けてしっかりと話を聞く。」</p>	<p>いただいた御意見のとおりの記事とします。</p> <p>なお、この記述は「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」(平成27年11月11日厚生労働大臣決定)等を参考に規定しており、当該対応指針等が今後改正される予定であるため、その内容も参考とします。</p>